

第57回施設・研修等分科会 議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第57回施設・研修等分科会

日 時：平成29年5月25日（水） 9:58～11:37

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

公共サービス改革基本方針別表の取扱いに関するヒアリング

経済産業省基盤情報システムの運用管理業務（経済産業省）

○浅羽主査 お待たせいたしました。ただいまから、第57回施設・研修等分科会を開催いたします。

本日は、「公共サービス改革基本方針別表の取扱いに関するヒアリング」といたしまして、経済産業省基盤情報システムの運用管理業務に関する審議を行います。

本日は、経済産業省大臣官房情報システム厚生課の相樂課長にご出席いただいておりますので、ご説明をお願いしたいと思います。

なお、ご説明は30分以内でお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

○相樂課長 よろしくお願いたします。経済産業省大臣官房情報システム厚生課長の相樂でございます。本日は、同じく情報システム室長兼統括情報セキュリティ対策官の山下、次期基盤情報システム担当課長補佐の三川、現行基盤情報システム担当課長補佐の中島、内閣府の政府CIO補佐官で当課に常駐していただいております満塩補佐官、経済産業省の公共サービス改革担当部局であります大臣官房の政策評価広報課がバックシートのほうで出席させていただいております。

本日、総括補佐の笠間が、別件がありまして欠席をさせていただいております。申し訳ございません。

本日は、経済産業省基盤情報システムの運用管理業務につきましてご審議をいただきましてありがとうございます。

本業務につきまして、平成28年度の基本方針（別表）におきまして、「さらなる競争性の改善の取り組みを行い、当該業務の実施状況及び次期調達における入札結果等を踏まえ、監理委員会と連携しつつ、次期調達に向けて民間競争入札の実施の必要性を検討する」と記載されているところ、本年2月に次期調達の入札結果を得ましたので、それらの状況についてご説明をさせていただきます。

事前に過年度の監理委員会及び施設・研修等分科会での審議結果を踏まえまして、公共サービス改革推進室より論点をご提示いただいておりますので、それらの論点を踏まえまして、お手元のパワーポイントの資料1-1 経済産業省基盤情報システムの運用管理業務、及び、委員限りの参考資料としまして、契約状況等の推移を用いましてご説明をさせていただきます。

まず、ご提示いただきました論点のうち、現行の基盤情報システムの評価についてご説明したいと思います。

資料1-1の1ページ、1-1 経済産業省基盤情報システムの概要をご覧ください。経済産業省の基盤情報システムは、文書作成・保存、メールの送受信、インターネット検索等の業務基盤を本省、特許庁を除く外局、地方支分部局の職員に提供するシステムでございます。

現行のシステムは、平成25年2月から平成30年1月までNECとサービス契約を締結しております。システム構築はNECが行い、我々はそのサービスを利用する契約になっております。当初契約は86.2億円でございます。主な特徴としましては、外部データセン

ターのクラウドサービスにより仮想環境を利用しまして、ノート型のシンクライアント端末と無線Wi-Fiの省内ネットワークを導入しております。

次に1-2、ご質問いただいておりますService Level Agreementについてですが、2ページの1-2、SLAの設定と達成状況をごらんください。サービスの質を確保するために35項目のSLAを締結しております。主なSLA項目をご紹介しますと、システム稼働率で99.9%以上、障害復旧時間で、障害発生時刻より2時間以内、アプリケーション起動時間で5.25秒以内、初期サポート解決率90%以内、サービスデスク対応時間30分以内、セキュリティパッチの適用が100%などとなっております、これらを含め、35項目全ての項目で目標指標を達成しており、高い品質を実現できております。

次に、3ページの1-3シンクライアントシステムの評価についてご説明いたします。先ほど申し上げましたように、現行システムでは、シンクライアントシステムの採用が主なポイントの1つとなっております。シンクライアントシステムでは、業務用データ等は全て外部データセンターに保存されるために、手元のシンクライアント端末には残りません。職員は、シンクライアント端末からデータセンターにアクセスして業務を行います。省内の完全無線LAN化も現行システムの主な特徴の一つであり、省内には無線LANのアクセスポイントを多数設置し、職員は、自席でも会議室でも、どこでもシンクライアント端末を持ち歩くことで、支障なく業務を行うことができるようになりました。省外からも一般回線を利用して安全な方法でデータセンターに接続することができるようになっていきます。これにより、ペーパーレス、テレワークが進むとともに、情報セキュリティ対策の観点からも大きな効果が得られました。

少し詳細にご説明いたしますと、ペーパーレスの促進につきましては、省内のどこにでも端末を持ち運び、共有ドライブの資料にアクセスが可能です。これにより小規模な担当者ミーティングから大規模な省内会議まで、ペーパーレスでの実施が進展いたしました。当省では、大臣、次官をはじめとして、大臣官房、会計課を含め、幹部が強くペーパーレスを推進していることもあり、表のコピー用紙使用量を見ていただくとわかるように、勢いが衰えることなくペーパーレス化が着々と進展しております。

次に、テレワークの促進でございますが、出張先や自宅等からもインターネット経由で安全に接続し、職場と全く同じ環境で基盤情報システムの利用が可能です。働き方改革とテレワークの推進は政府全体の方針であり、当省でも幹部以下、大臣官房秘書課、政策評価広報課を含め、近年、実施に大変、力を入れておりまして、実施人数も大幅に増加しております。

なお、メディア等でも話題になりましたように、現世耕大臣は、国会答弁作成もテレワークで実施する体制を確立していただきました。このことにより、国会業務のために深夜まで役所に残って残業し、朝は国会開始前の明け方から登庁するといった必要もなくなるなど、テレワークの投入は、業務の効率化、労働環境の改善に、いろいろな側面で大きく貢献しております。

また、シンクライアントシステムの情報セキュリティ対策上の主な効果についてご説明させていただきますと、まず、端末の紛失・盗難等があっても、端末そのものにはデータが保存されていないため情報漏えいがございます。このため、安心して出張、自宅に持ち運べるためテレワークにも寄与しております。また、セキュリティパッチの適用、接続監視などを中央サーバーで一元管理できることから、迅速かつ確実に情報セキュリティ対策を講じることが可能になっています。

次に、4ページ、1－4サービス調達の評価の論点についてご説明させていただきます。現行の基盤情報システムは、サービス調達を導入したことも特徴の一つでございました。サービス調達では、業務要件に照らして求める機能や性能といったアウトプットを満たすことに主眼が置かれます。このため、従来の機器賃貸借契約のように、各機器のスペックや構成を我々の側で要求し、事業者側の自由度がない方式ではなく、提案事業者が機能やコストを最適化したハード、ソフトの組み合わせで柔軟な提案をすることが可能になります。我々の側では安定したサービスの提供を受けることができます。

お手元の「参考資料委員限り」となっております「経済産業省基盤システムの運用管理業務」に係る契約状況等の推移、一枚紙のほうの表をごらんいただきますと、現行基盤情報システムは、真ん中の欄の調達年度23と書いてあるものでございますが、左側の調達年度20年度のものと比較していただくと、サービス調達を導入したことで応札者が1者から2者に増加しており、また、事業実施者も、富士通株式会社と日本電子計算機株式会社のコンソーシアムから日本電気株式会社単独に変わっていることがわかります。また、下の発注者が把握している上記条件下での応募可能企業数の行を見ていただくと、もう1者からも提案書の提出はあり、技術審査まで進んでおりますので、合計3コンソーシアムでの競争となっております。

次に、平成28年度に調達を実施しました次期基盤情報システムに関する論点につきまして、説明に移らせていただきたいと思います。

資料1－1の5ページの2－1次期基盤システムの概要をご覧ください。次期基盤情報システムでは、ワークスタイルの変革・情報の利活用の推進、効率的なシステム構成・運用、情報セキュリティ対策、この3つの柱のコンセプトを掲げまして、省内のニーズや情報技術の進展を取り込みながら、現行システムからのさらなる機能強化を図っております。

特に平成28年度に実施された伊勢志摩サミットや、2020年に控えているオリンピック・パラリンピック、世界的なサイバー攻撃の激化等を受け、情報セキュリティの分野では、現行基盤システムでも年々強化を図ってきておりますので、これらの過年度の対策を取り込みつつ、さらに平成30年から34年の運用期間を見据えた内容の仕様書、要件定義書の作成に取り組みました。

次期の基盤情報システムにおける主な変更・強化点をご紹介しますと、ワークスタイル変革・情報の利活用の推進の観点からは、PCフォン、Web会議、BYOD（Bring your own device）などが日常的に利用できる新たな機能を取り入れることにいたしました。また、

2つ目の効率的なシステム構成・運用の仕組みについては、特許庁のインターネットに接続するOA系のシステム等を統合したことや、仮想化技術をより拡充して採用していることが挙げられると思います。

また、3つ目の情報セキュリティ対策の強化の観点からは、集中管理が可能なエンタープライズ・モバイル・マネジメント、EMM、それから振る舞い検知、DDoS対策、インターネット分離などの機能を拡充しております。

省内無線LANは継続採用し、ネットワークやアクセスポイントの見直しにより通信速度の改善を図ることにしております。シンクライアントシステムについては、データセンターでのデータの集中管理は継続しつつ、処理速度のスピードアップやオフラインでの業務継続の観点から、シンクライアントとリッチクライアントのハイブリッド型のセキュアPC端末の概念を整理しまして、これを導入することにいたしました。より軽量化を図り、ユービキタスに、どこにいても業務を実施しやすいように図っております。

次に、6ページの2-2入札までのスケジュールと手続についてご説明をさせていただきます。来年2月、平成30年2月の運用開始に向けまして、3年前の26年7月から市場調査とコンセプトの作成を開始いたしました。フィージビリティスタディー調査としまして、28の組織の先行事例、ソリューション例についてヒアリング調査を実施するとともに、さらにそれ以外の13組織の先進事例、19件の最新ソリューションについても独自に追加調査を実施いたしました。

平成27年季4月20日から5月29日にかけては、資料招請を実施しまして、30事業者から資料の提供を受け、これらの事業者から詳細をヒアリングしつつ、要求仕様書、要件定義書案の細部について検討を重ねました。

平成28年1月から3月にかけて、それまでの調査をもとにした要求仕様書、要件定義書案を取りまとめ、平成28年3月24日から5月10日まで意見招請、パブリックコメントを実施いたしました。意見招請では、28事業者から737件のご意見をいただき、仕様書、要件定義書がより良い内容、より競争性の高い内容になるように見直しを図りました。その上で平成28年8月19日に入札公告を行い、入札説明会には22事業者が参加いたしました。2カ月の期間を設けて10月19日を提案書の締め切りといたしました。その後、あらかじめ事業者を示した評価項目に基づき、技術審査と機能証明の審査を、第三者を含めた委員会方式で実施をいたしまして、平成29年1月12日に開札を行いました。平成29年4月に契約を行いまして、来年2月からの運用に向けて、現在、詳細設計、構築、移行に取りかかっているところでございます。

お手元の、先ほどの参考資料委員限りの契約状況等の推移の表で補足をさせていただきます。

次期基盤情報システムの契約期間は、平成29年4月から平成34年1月末まで、契約方式としましては、総合評価落札方式による一般競争入札であり、不落により随意契約となりました。競争参加資格の等級はA、落札者は株式会社J E C Cでございます。今回は株式

会社と J E C C と共同提案者 N E C による 1 者応札となりました。説明会参加者数は 22 事業者でございます。

参加資格要件の見直し、入札環境改善等については、入札スケジュールについては資料招請プロセスを今回新たに設けました。入札に参加する可能性のある企業から情報提供を受け仕様に反映いたしました。意見招請、公告は従前どおり実施をいたしました。入札参加グループでの入札については、入札参加を促すためにコンソーシアムでの提案が可能であることを仕様書に明示いたしました。それまでも排除していたわけではございませんが、より明確に記載をいたしました。業務責任者の資格・実務経験については確実な履行のためにプロジェクトマネージャ等の資格要件を設けました。仕様書については、入札参加を促すため、資料招請や意見招請を踏まえ、製品選択が少なくなる要件や費用が高くなる要件などを修正しております。事業内容の情報開示については、前回同様に資料閲覧を実施いたしました。

総合評価基準については、当省が重要視する部分に注力した提案を促すために、ワークスタイル変革、運用効率化、セキュリティ強化の各コンセプトに基づいて評価事項を整理し、提案書にわかりやすく示しております。その他の民間参入促進に資する取り組みとしては、現在の請負事業者に有利とならないように、現行システムから次期システムへのデータ移行については別調達にすることで、責任分解点を明示いたしました。

次に、パワーポイントのほうに戻っていただきまして、7 ページ、2 - 3 調達結果と契約状況等の推移の右下の欄を見ていただきたいのですが、我々が直前まで応募可能性が高いと見ていたグループの数は落札者グループを含めて 4 でございました。結果的に株式会社 J E C C と共同提案者 N E C による 1 者応札となり、また、予定価格内におさまらなかったために不落随契となりましたが、調整により、想定した機能を削ることなく予定価格におさめることができました。不落随契の原因は、予定価格を限界まで低く見積もったためであり、省内外からのセキュリティを含めた当省基盤情報システムへの幅広い要請の内容を踏まえると、これ以上のコスト削減は容易ではない状況でございます。

なお、現行システムと比較すると、大幅に機能面、セキュリティ面での質の改善がありますが、特許庁のインターネットに接続している O A 系システムの統合などによる規模の経済性を背景に、全体としてコスト削減に成功しております。

この費用の詳細につきましては、後ほどご質問をいただいた際に、より詳しく触れさせていただきますと思います。

次に 8 ページの 2 - 4 競争性に係る評価でございますが、資料招請、意見招請、参考見積もり等の各プロセスにおいて、数多くの企業の協力を得るとともに、その意見を取り入れました。その結果、直前まで 4 グループの入札参加を見込むなど、仕様自体の競争性には問題はなかったと考えております。入札参加を断念した残りの 3 グループの中核企業からは、その理由をヒアリングしております。

A 社は、「他の事業者と共同参画する予定であったが、時間が足りず他社と調整し切れな

かった。公告期間が3カ月程度あれば調整可能であったと考える」といったご意見をいただきました。B社からは、「価格面よりも技術面で強みを持つと自己評価していたが、価格点对技術点が1対1の総合評価では十分な点数を得られないと判断した。価格点と技術点の比率が1対3であればよかった」といったご意見をいただきました。また、C社からは、「同じタイミングで他事業に急遽、人的リソースを割く必要性が生じたため、人繰りがつかずに応札を断念した。公告期間が3カ月程度あれば、社内のリソースを調整する余地があったと思う。また、総合評価点も価格点对技術点が1対3であればよかった」といったご意見をいただきました。これらのヒアリングでは、重複して公告期間の長さ、技術点の比率といった点が強調されておりました。

また、我々の入札と同時期に公正取引委員会の措置がなされ、入札参加資格停止となる懸念が払拭できなかつたことで、大型入札案件に対する企業マインドがそがれた可能性がありますとか、オリンピック・パラリンピックに向けた情報セキュリティ対策、情報化投資への急速な社会的需要の高まりによる需給の逼迫といったことが、我々のケースについて言えば、局所的で、一過性の競争環境の悪化を招き、1者応札という結果につながったのではないかと推察をしているところでございます。

次に、9ページ、規模の拡大に関する評価についてご説明をしたいと思います。特許庁のインターネットに接続するOA系システムの統合によりシステムの規模は拡大いたしました。企業からの聞き取りでは、競争性を阻害する要因として特段の指摘は受けておりません。他方で、情報セキュリティ対策、災害対策、コスト削減等の観点からは、特許庁のインターネット接続系OAシステムの統合は必要な要請と受けとめております。

少し詳細にご説明いたしますと、日本再興戦略やサイバーセキュリティ戦略において、政府方針として、インターネット接続口の集約化が求められております。特許庁では、平成28年度に特許業務システムをインターネットから分離するために、OA系システムと物理分離を実施いたしました。経済産業省本省では、論理分離方式によるインターネット分離を既に実施しております。次期基盤情報システムにおいて、特許庁のインターネットと接続しているOA系システムを本省システムに統合することにより、さらにインターネット接続口の集約化が図れ、情報セキュリティ監視対策を一元的かつ迅速に実施することができるようになります。

また、情報システムは、サーバー、ネットワーク、端末など、さまざまな要素により構成されておりますが、構成要素ごとに事業者が異なる場合、責任分解点が不明瞭になり、サイバー攻撃等によるインシデント発生時に事業者間の責任の調整が発生し、迅速な原因特定、復旧、再発防止の妨げとなることが考えられます。また、責任分解点の曖昧さが事業者のリスクになり、調達コストの上昇につながる恐れもあります。

1例としまして、次期基盤システムでは、シンクライアントとリッチクライアントの良いところを組み合わせたハイブリッドなセキュア端末を採用することにしてはいますが、端末自体のセキュリティ機能も活用しながら対策を実施していくため、一体でサービス調達

することが効率的と判断をいたしました。

また、災害対策の観点からも、東日本大震災や昨年の熊本大地震のような大規模な震災等が発生した際には、遅くとも1時間以内にシステムの稼働状況の報告や迅速な障害復旧を実施し、官邸への連絡や被災地支援のような省内の重要業務が滞らないように努めなければなりません。今後、首都圏での震災なども想定すると通信環境の混乱も予想される中、分割された運用により事業者間の連絡体制だけで時間を要して外部不経済を生むよりは、経済産業省の1万3,000人規模のOA系の業務内容であれば、一括のサービス調達による迅速な対応によるメリットが大きいと判断いたしました。省内のBCPの観点からも適切であると判断しているところでございます。

また、次期基盤情報システムでは、仮想化技術の採用を、現行の仮想端末のCPUのみならず、ストレージ・ネットワークまで拡充して実施をいたしますが、柔軟かつ迅速にサーバーリソースを配分可能になるという意味では、特許庁のOA系システムの統合による規模の拡大で相乗効果が得られるというふうに考えております。

もちろん、ディスプレイ等の付属機器など、一括調達に含めなくてもセキュリティ要件や責任分解点等の観点から問題がないと判断したものについては、参入機会の拡大とコスト削減の観点から別調達を実施しているところでございます。

次に、フォローアップに移らせていただきたいと思います。10ページの3-1、以前ご説明した改善点への対応状況をごらんください。まず、1. 入札環境の改善でございますが、仕様書作成前の資料招請を正式プロセスとして実施し、官報とホームページに掲載をいたしました。この資料招請と意見招請の意見を仕様書、要件定義書に反映をしまして、競争性やコストダウンを阻害する要件を修正しております。また、コンソーシアム方式、ジョイントベンチャー方式による参加が以前より可能ではありましたが、仕様書に、より明確に示しました。更新時のデータ移行に係る責任分解点を明示することにより、現行事業者の優位性を排除いたしました。具体的には、移行業務は別調達とする仕組みとしております。

2番目に、サービス調達・規模拡大による経費削減については、7ページの2-3調達結果でご説明したとおりでありまして、1者応札にはなりましたが、予定価格を限界まで低く見積もったことにより不落随契になっております。また、特許庁統合によりコストダウンに成功しております。

3. 省エネ効果につきましては、特許庁統合及び仮想化技術の利用拡大により、サーバー台数を半減したことによる省エネ効果を得ております。サーバーの省エネ性能の向上を加味すれば、さらなる省エネ効果が見込まれます。

4. ペーパーレス・テレワークへの効果につきましては、3ページのシンクライアントシステムの評価でご説明したとおり、シンクライアントシステムの導入により会議等のペーパーレス化、障害でのテレワーク等が、情報セキュリティが担保された形で大きく進展いたしました。

また、最後に他省庁へも展開してはどうかと以前にご提案をいただいておりますが、この件については、予算プロセスにおける総務省・IT室ヒアリングに際して、当省におけるサービス契約の有用性を説明し、他省庁への展開も提案をしております。

また、財務省、防衛省、厚労省、最高裁、法務省、外務省、農水省、国交省、東京都などのシステム更改を控える省庁等を中心に、当省の事例について説明を求められることも多くございましたので、管理職レベルも含めて関係者が集まる意見交換の機会を設け、丁寧に説明を実施してきております。

4番の次回の調達と基本方針別表の記載について、11ページでご説明をさせていただきます。まず、次回入札も政府調達の観点からは、WTOの政府調達協定と国の調達に係る国内関係法令運用指針等を遵守し、また、一方、情報システムの観点からは、内閣官房IT総合戦略室からも、調達の項目を含む政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドラインや、その実務手引き書等が示されておりますので、これらの各方面からの要請を満たして進めてまいりたいと考えております。

なお、IT室の標準ガイドラインへの準拠については、当省に常駐しておられる政府CIO補佐官満塩氏によるチェックを、今回も要所、要所で行っていただいております。次回についても今回同様実施をする予定でございます。

また、サイバーセキュリティ基本法に基づき、サイバーセキュリティ戦略本部と内閣サイバーセキュリティにおいて定めております、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群の方針にも留意しながら進めてまいりたいと思っております。

その上で、競争環境の改善の観点からは、まず、入札公告から提案締め切りまでにもう少し時間があれば、社内外の調整により入札参加が可能だったかもしれないとの声を踏まえ、公告期間を2カ月から3カ月に延長することを検討したいと思っております。パブリックコメントまでの実施スケジュールにおくれを生じなければ、十分実施可能だと思われま

す。また、企業の新たな取り組みを把握する調査のスタートとして、事業者発掘にも重要な意味を持つ市場調査の開始を前倒しし、期間を9カ月から10カ月に延ばし、企業調査を充実することを検討いたします。これは、来年2月に次期基盤情報システムが稼働を始めた後、初年度の安定稼働に向けた調整と並行して、できるだけ速やかに着手したいと思っております。

さらに、価格点と技術点の比率についても、技術点の比率を上げることで参入可能性が増すとの声を反映して、価格点对技術点の比率を今回の1対1から1対3とし、技術点の比率を引き上げることを検討いたします。

将来的に次回入札に向けた実際の競争環境を勘案しながら、価格要素と技術要素の重要性と比率について決定してまいりたいと考えております。

これらの改善方針を踏まえまして、次回の調達導入のスケジュールをお示しすると下段のとおりとなります。来年5月より市場調査・コンセプトの作成等を1カ月前倒しで実施いたします。今回の調達にならば約60件規模の調査になると思っております。それらの調査を

踏まえ、来年度末に30日以上の間を設け、資料招請を実施いたします。今回と同規模であれば、約30者からの資料提供を受けヒアリングを実施いたします。次回の調達スケジュールの第2年度目の12月には、仕様書案、要件定義書案を取りまとめ、年度末に20日以上の間を設け、意見招請、パブリックコメントを実施いたします。今回と同規模であれば、28事業者、737件程度のご意見を整理し、仕様書、要件定義書案等に反映をいたします。その後、入札公告を実施します。競争性改善のため、提案書提出期限は今回の2カ月から3カ月に延長したいと思います。

今回も3者が資料閲覧には来訪していたわけですが、時間も、次回は3カ月に増やして実施をすることを考えております。

その後、10月より技術審査と機能証明の審査を開始し、入札を実施し、不落になった場合の再入札のリードタイム等も勘案しながら、第3年度である平成32年度内に落札事業者の決定まで進めたいと思います。第4年度目には詳細設計・構築・移行を実施し、平成34年2月に運用開始するスケジュールとなります。

大臣、次官以下の省内幹部の方針や、実際に情報システムを使いこなす個々の職員のニーズ調査は適時、並行して丁寧に実施していく必要があります。システムの4年ごとの全面更改は、新たなIT、セキュリティ技術のコストパフォーマンスのよい取り込みと、省内の業務の効率化の観点から必須でございます。また、サーバーや端末等の電子機器も4年を超えると経年劣化が大きく進み故障率も高くなることから、品質管理の観点からも4年での全面更改は、特別な事情がない限りこれからも継続していく方針でございます。

4年という調達サイクルは、お示ししてきましたように、WTOの政府調達協定や国の調達に関する国内関係法令運用指針、一方、内閣官房IT室の政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドラインや、その実務手引書に定められたプロセスを全て満たしつつ、企業ヒアリング等による十分な市場調査や省内の大臣以下の幅広いニーズも集約しながら進めており、情報システムの調達手続に関する専門的な知識と経験を有する職員の数に限られているということも考えますと、実は、非常にやるべきことの多い、時間に追われた、常に一定の速い速度で回り続けている車輪のようなサイクルでございます。

最後に、12ページ、4-2まとめと基本方針別表の記載ぶりについてご説明をさせていただきます。サービス契約方式は、事業者の柔軟な提案と安定したサービスの享受という点でメリットが大きいと考えられます。また、特許庁のインターネットと接続したOA系システムの統合を含む大きくくり化も、セキュリティやコスト等の観点から逆行すべきではないと考えております。いずれも、事業者からは競争性の阻害要因として指摘はなく、次回調達でも継続していくこととしたいと考えております。

また、コンソーシアム方式が可能であることの明示、資料招請プロセスの追加、意見招請プロセスを含めた事業者意見に基づく仕様の修正等による競争環境の改善には、今回も徹底的に努めました。その結果、複数の事業者が具体的な検討を進めたものの、諸般の状況により、次期基盤情報システムの入札については1者応札となりました。

原因として事業者ヒアリングでご指摘のあった公告期間の延長、技術点比率の重視等の改善は次回取り組んでまいりたいと思います。さらに、早期に市場調査を開始し、経済産業省の業務効率化のための基盤情報システムのあり方に関する情報提供や、意見交換の機会を企業との間でさらに増やしていくことは、事業者発掘や入札参加意欲の醸成の観点からも意義があると考えております。

これまでの取り組みにおいて既にコスト削減は限界まで進めてきているところでございますが、次回調達では、今、述べさせていただいたような競争環境のさらなる改善を進め、コスト的にもさらなる削減余地があるかを探っていくつつ、より多くの企業にも入札に意欲を持っていただくように進めてまいりたいと考えております。

基本方針別表の記載ぶりの案といたしましては、「次期調達における」を「平成34年2月移行に運用開始予定のシステムに係る」に、「次期調達」の部分で「平成38年移行に運用開始予定のシステムの調達」に変更し、その他の部分については従来どおりとし、これまでどおり監理委員会分科会事務局である公共サービス改革推進室と連携しつつ次回調達を進めていくことができるといふふうに考えております。

長くなりましたが、当方からのご説明は以上になります。ご審議方、どうぞよろしくお願いたします。ありがとうございました。

○浅羽主査 ご説明どうもありがとうございました。まず初めに事務局ら何か確認すべき事項はございますか。

○事務局 時間の都合もありますので、今回の入札等に関しての事実確認につきまして、何点か確認をさせていただきます。

ご担当の方で結構ですので、ご回答いただければと思います。今回の入札に関して、仕様書の中で、調達仕様書の作成とか評価の支援に直接関与した事業者、それから、当該事業者と緊密な利害関係のある事業者は、ここの調達の入札に参加することができないというような記載があります。技術審査、提案書の評価の部分の業務については、それを受注したのが沖電気工業株式会社のことですが、今回の受注者のJ E C Cとの関係というのは、緊密な利害関係には該当しないと、そういうような理解でよろしいのかということをお教えいただければと思います。

○三川課長補佐 はい、そのように理解をしております。

○事務局 わかりました。続きまして、先ほど課長からもご紹介いただきましたけれども、ただいまご説明いただいた資料の7ページ目に、現行システムと今回の調達分とのコストの比較の部分をお説明いただいたものがございまして、現行システムの経済産業省の本省部分の金額というものが、前回、平成26年8月に行われた当分科会で説明いただいた金額に比べて、大体10億円程度高いものになっていました。この理由というのは、その後、機能の追加ですとか、セキュリティ対策等を講じたものによると、そのようなご説明をいただいておりますけれども、別途事務局のほうで、横の追加契約という表を整理させていただいていますが、こういった内容を追加したというような理解でよろしいのか。また、ほかに

何か追加しているようなものがあるようでしたら、委員のほうにご紹介いただければと思います。

○相楽課長 今のご質問は私のほうから回答させていただきます。事前にいただいております。今ご指摘がありました点については、前回、3年前の平成26年8月6日の第42回施設・研修等分科会でお示した資料1-2、別紙2で記載されていた金額と、今回の資料1-1の7ページ右下の本省分の費用の差をご指摘いただいているものと理解しております。

前回お示した平成24年度調達の当初契約額が86.2億円と記載されていることから、年平均に換算しますと21.6億円でございます。今回の資料の本省分年平均が31.8億円となっていることから、今、事務局からご指摘のあったとおり、その差の10.2億円は何かというご質問であると思います。

これは、平成24年4月に当初契約を締結しました後、消費税転嫁対策室や東日本大震災対応等で地方に増設した拠点など、拠点数が増えたことに伴う経費の増加や、リモートアクセス、セキュリティ対策、Web会議システム、シングルサインオン機能、プッシュ型メール送受信アプリ機能といった新機能の導入による経費の増加、政府共通プラットフォームに移行することが予定されていたものの、仕様、費用等が合わずに次期基盤情報システムで吸収することになった個別業務システムの経費等が、その差の10.2億円に相当いたします。次期基盤情報システムでは、これらの機能の特許庁にも裨益をした上で、総額50.7億円の経費を圧縮しているということになります。

事務局で作成していただいた参考資料につきまして、これは当省ホームページにおいて公表されている、平成26年4月から29年3月までの基盤情報システム関係で、随意契約案件を拾って一覧にされたものであるというふうに理解をしております。契約金額のところに記載がございますのは総額でございますので、年単位の経費に補正する必要がありますが、今、申し上げました追加機能等のうち、基盤情報システム本体と不可分な関係にあることから、会計法に基づき随意契約を実施した契約というのが、こちらのリストの中に載っているということでございます。

○事務局 ありがとうございます。こちらの一覧に記載された内容というのは、現契約の契約変更で追加されたのか、個別に随意契約を締結されているものなのか、それは、基本的な質問ですけれども、どちらか教えていただけますでしょうか。

○中島課長補佐 こちらは随契で契約しています。

○事務局 わかりました。それから、平成26年8月のヒアリングの際には、サービスの提供期間として、平成29年1月までの4年間というご説明でした。今回、1年延長されて、現行システムのサービス提供期間は平成30年1月までとなっておりますけれども、この変更該当するものというのは、今回、事務局のほうで抜粋させていただいた、こちらの表の中に何か含まれているようでしたら教えていただければと思います。

○相楽課長 はい、その点について補足させていただきますと、4年の期間で、今回、特

許庁との統合がありまして、その調整を含め、本省側のほうを1年延長をしております。したがって、事務局で作成していただいたもののうち、昨年末から今年の初めにかけての契約については、期間延長の随意契約を含んでいるものでございます。

追加で申し上げますと、ちょっと5年目に入ったということで、本省の機器の故障等も理論どおり増えてきているということでございますので、早期に来年2月に機器更改を遅れなく実施したいと考えているところでございます。

○事務局 わかりました。最後でございますが、現行システムサービスの受注者であるNECが今回の契約でも共同提案先として入っている状況です。まだ契約が始まったばかりですけれども、次期のシステムにおいても現行のシステムのクラウドサービスとかデータセンターとか、そういったものが生かされるというか、使われるような形の方向になっているのか、もし、現状を把握していらっしゃれば教えていただければと思います。

○相楽課長 基本的にございません。重複はございません。

○事務局 事務局からは以上でございます。

○浅羽主査 どうもありがとうございます。それでは、ただいま追加の分も含めましてご説明いただきました内容につきまして、ご質問、ご意見のある委員はご発言をお願いいたします。

それでは石堂委員。

○石堂副主査 ご説明ありがとうございます。昨年ですか、ヒアリングをやったときに、サービス契約に変えたということの関連で、サービス提供を行う事業者は非常に多いから参加できる事業者が圧倒的に増加するという説明をいただきました。今日もご説明の中で、社数が、例えば、説明会参加者は20とか30という数字ですし、ご説明の中で最終的に入札しそうだと思ったのが4グループぐらいあったという話、また、実際には1者しか来なかったと、その数の差が非常に大きいんですけども、まず、トータルとして今回、経産省さんとして、この29年4月からの分についての入札結果といいますか、入札の経緯といいますか、それについては、これまでの説明との関連で見たときに、それなりに満足できるものだったというふうに認識されているのか、どうも期待とは違ったなという認識をされているのか、そこをまず、議論の出発点としてお聞きしたいと思います。

○相楽課長 はい、ありがとうございます。2年前に課長の増永が来ましてご説明をさせていただいて、サービス調達についても話をし、その前の土本、さらにその前の牧内もお伺いをいたしまして説明をしてきたところだと思います。サービス調達につきまして、提供できる事業者が増えたという判断、評価についてはそのとおりだと思います。

経緯について振り返らせていただきますと、そもそも本事業がリストに掲載されたときには、昔の調達で、設計と構築と運用支援というのが別々に調達をされていたときに、運用支援のところは、一律対象になったということで、本事業もそこを含むということで経済産業省の基盤情報システム全体がリストの対象になっているというふうに理解しておりますが、大きく調達の仕方が変わったことで、それまでの運用支援のところにかかわっ

てきた事業者ではない事業者が、現行の基盤でも関心を寄せて入札に参加し、実際には3者が来て、最終的には2者が札を入れて、1者に決まったと。

今回についても、そういう意味では、前回、関心を持っていた3者に、さらにプラス1者、これはまた違う種類の事業者でございますけれども、それが直前まで関心を示して見積もり要請にも応じて提出をしていただいておりますので、サービス調達方式、しかも、その都度のいろいろなITの技術を活用した仕様書を作成していることによって、参加の可能性については広がっているというふうに、当方としても評価しているところでございます。

○石堂副主査 説明会参加者数というのが、23年度のものについては34者、それで今回も22者という結構な数があるんですけども、この34と22というのは、中身としては同じ会社が多いのか、全く内容的に会社が入れかわっているのかというあたりの分析はされているんですか。

○相楽課長 前回ご指摘をいただきして、34者の参加者リストも提出させていただいているところでございますが、実際にこちらに来ている事業者というのは、コンソーシアムのプライムの提案者が誰になるかということ以外に、実際、メールソフトはどうするのかとか、セキュリティの対策はどうするのかとか、いろいろな観点からいろいろな事業者が連なった形で提案がなされますので、そういった事業者が、この34、22については話を聞きにきているという状況には変わりはありません。

今、石堂副主査からご質問のありましたように、34と22についてはそのような傾向で、事業者については、一部かぶったような形で聞きにきているということを確認しております。

○石堂副主査 そうすると、今回は落札者がJ E C Cであり、それは日本電気との共同提案だということになっていきますけれども、この34とか22という社数から行くと、もっと多数の業者が共同体を組んで入ってくる可能性があったという感じなんですか。

○相楽課長 そういう意味では、代表は1者に決まるんですけども、例えば、J E C Cは現行基盤ではC社さんと生まれ、ちょっと個社の名前を出すのは、これは公開の場合なので後で削除していただければと思いますが、それで落ちていると。今回の次期基盤には、今度はまた違うグルーピングをしてやってきているという形でございますので、代表者はもちろん1者に決まるわけでございますけれども、中核としてどのような企業が入ってくるかというのは、今、石堂副主査からご指摘のあったとおり1者になるのか、2者になるのか、3者という形になっていくのか、それは、可能性はあると思います。

○石堂副主査 もうちょっといいですか。落札者についてちょっとお伺いしたいと思います。今回2者が共同で落としたということになっているんですけども、これは共同体の中ではやはり業務の分担といいますか、区分けがなされて進められるというふうに考えてよろしいんですかね。

○相楽課長 おっしゃる点につきましても、提案書を受けましてから、技術審査を実施す

る段階、機能証明を行う打開で、それぞれのコンソーシアムに入っている企業の主要な役割については確認をしております。J E C Cについては、コンピュータ専門のレンタルリース会社でございますし、N E Cについては、ご案内のとおり S I erでございますので、そういった意味での分担がなされているというふうに確認をしております。

○石堂副主査 今回もその J E C C という会社については、日本電気も含む 6 者から成る共同出資だというふうに聞いているんですけども、これは経産省さんの見方として、この共同体で落札するということは、J E C C に対する出資者各社というのは、それぞれ、この入札に対応する能力を持っているという感じになるんですか。

○相樂課長 そこは非常に面白いところでございまして、今回 4 者が直前まで残っていたわけでございますけれども、そのうち 2 者については、当省基盤に深くかかわってきた会社と、1 者については、民間については非常に多大な経験を有するんですが、官公庁については今、受注を着々と進めている企業と、もう 1 者については、最近のユービキタスなモバイル環境を勘案したときに、通信系のそういった企業がヘッドになろうとして頑張ってきたということで、私も課長になりまして 2 年間務めさせていただいておりますが、それぞれの社が、それぞれの特徴を生かしながらいろいろな提案を練っているなというふうに感じているところでございます。

○石堂副主査 私が質問している趣旨は、やはり、分割発注というのは可能なんだろうかというところが非常に気になってございまして、今回、共同体で参加ということ、また J E C C に対する出資者がその 1 者として参加しているというあたりから見ると、もう一歩考えを進めれば分割発注は可能だということにならないのかなというふうに思うんですね。そこでお聞きしているわけなんですけれども。

○相樂課長 先ほどのご質問に戻りますと、もちろん、どの社でも参画は可能でございますし、分割発注につきましては、先ほどのご説明の中でも述べさせていただきましたとおり、責任分解点の問題がありますので、その範囲で問題のないところについては分割発注を既に実施をしているところでございます。

○石堂副主査 わかりました。それから、今回、先ほども話にありましたけれども、追加を随契でやるのがすごくたくさんあるわけです。これは、この随契の期間から見ますと、N E C が受けているときに次々あって、それを全て N E C が受けていると。そうするとこれは、今の説明からいっても、受注したところ以外が追加分を受けるということはあり得ないということなんですか。

○相樂課長 今回、ご指摘のとおり、特に年換算にすると大体 1.5 倍規模になってございまして、我々としても、今回、非常に大きな追加契約だったなと考えているところでございます。その理由は、実は近年、インターネット分離でありますとか、D D o S 攻撃が非常に多くなってございますので、これの対策の C D N であるとか、少し値の張る対策というのが近年必要であったと。

特に昨年、伊勢志摩サミットがございまして、これに先立ちまして、皆様のご記憶に新

しいDDoS攻撃が活発になりまして、いろいろな省庁のホームページが落とされるという、日本政府としてはかなり恥ずかしい状況もあったと。こういったことにどう対応していくのか。あと、ゴールデンウィーク明けに、WannaCry、WannaCryptとか、ああいうランサムウェアの話もマスコミに載りましたけれども、あれは一例でございまして、あの手のメールを経由した攻撃、Webを経由した攻撃というのは近年非常に活発になっていることから、こういったことへの対策が急務であったと、そういう意味では設備投資がこの4年は多かったという、そういう分析でございまして。

○石堂副主査 そうしますと、結局、契約の内容が当初と実質的には変わったと。そうするとこれ、今のような事情を開示すると、開示するほど、新規にこの業務に参加しようかなという業者は、当初見せられた業務内容と、後から変わる可能性があるんだというのはすごく入りづらい話になると思うんですね。だから、そのこのところを経産省さんとして、やむを得なかったということではあろうとは思いますが、どういうふうにご検討されるのかなど。

○相楽課長 そこは、それを見て入りにくかったというよりは、逆に、そのぐらい受注が来るのだったら入っておけばよかったと思った企業もいるのではないかと思いますので。

○石堂副主査 それは違うんじゃないかと思うんですよ。社内の人繰りの話とか、それが今回、4者の中でも入らなかった理由の一つに挙げられていますから、仕事が増えればそれはウェルカムだという企業ばかりではないと思うんですね。この仕事には自分の会社のこういうリソースを充てればいいんだと自信を持って入っていけるかなと思ったら、いや、仕事が増えるかもしれないよ、どのぐらい増えるかわかりませんという状況が開示されると、それはやはり、新規に入ろうと思う業者にとっては制約条件にしかないのではないかなと思うんですね。

○相楽課長 石堂副主査のご指摘の観点もあろうかと思いますので、そのあたりは事業者とも今後お話をしてみたいと思います。

○石堂副主査 それとやや関連するんですけど、この契約状況の推移を見ていくと、20、23、28という推移の中で、資格要件の関係で、中ほどの上から3つ目に資格要件の欄がありますけれども、20年に、いわば要件をつくった、23年に要件を廃止した、28年にはプロジェクトマネージャ等の資格要件を設けたとなっているんです。普通、応札者をなるべく広げようというときには、もちろん質との関係がありますから無造作にはやれないんですけども、どちらかというとも資格要件を緩めていくように働いていくのが普通だと思うんですね。ところが、これだと、23年は要件を廃止したんだけど、28年はまた別な要件を加えたということでいくと、これも入りづらくなった理由の一つになるのではないかなと私は感じたんですが、そこはいかがですかね。

○相楽課長 全くそれは、資格要件についての考え方についてはそのとおりだと思います。前回の入札については、それ以前の入札と全く対応が変わったために、資格要件については廃止ということでチャレンジをしてみたところでございます。しかしながら、その事業

者とお話の中でも、その部分が大きく影響するというよりは、やはりこれだけの規模の多くを指揮していかなければいけないプロジェクトでございますので、そこはしっかりプロジェクト・マネジメントの能力のあるものを立てたほうが良いだろうということで今回、追加をさせていただいたということでございます。

○石堂副主査 はい、ありがとうございます。

○浅羽主査 ほかの委員、いかがですか。

○稲生副主査 それでは、私から。手続的な話でお聞きしたいことがありまして、今回の調達におきましては、27年4月から資料招請を行われて、28年3月からですか、意見招請も行われたということで、そういう意味では丁寧にいろいろと各社さんのご意向や、ノウハウ等の注入というか、そういったものに注力されている点は大変すばらしいかなと思っている反面、結果的に1者応札というか、2団体の方の共同提案という形になったわけです。確かにいただいた横書きの資料の11ページを拝読しますと、公告期間を延長するとか、技術点と価格点の比率を帰るとか、こういうことが出ているんですが、逆に言うと、資料招請とか、あるいは意見招請の段階において、こういう実際の競争の現場というか、一番最後の、一番大事なところの部分についてはあまり確認できていなかったのかなと。

つまり、価格点、技術点についての、例えば、パブコメを取るとか、こういう形で、業者さんの意向の、ある意味では一番大事なところを聴取していなかったのかなということなんですが、この点は、いかがでしょうか。もちろん、これから改善していただける分には構わないんですけども、仕様とか技術的な側面だけに、何かこう注力し過ぎていたのかなということなんですが、そこら辺はどういうふうにお考えかなということなんですが、いかがでしょうか。

○相楽課長 そうですね。そういう意味では、非常に細かく事業者からは話を聞いていたつもりではありまして、技術点と価格点がどうだという話は、逆に、そこは入札条件にかかわることでしたので、事業者に直接どっちがいいんだということは聞きにくかったというか、そこは確認しづらく、我々の中で考えたということでございました。

最後の提案書提出前に資料閲覧のところも3者が来られて、実際に見ておられましたし、今回、特別なUSBも用意をしまして、社内に持ち返っても閲覧できるような仕掛けも準備してお渡ししていたこともあって、そこは申し訳ないながら、我々としては、4者ないしは3者は入札まで残ってくれるだろうというふうに考えていたところでもございました。そこはまた次回、引き続きよく話はしていくようにしたいと思います。

○稲生副主査 実は、我々、情報のプロフェッショナルの方はあまりいないものですから、逆に言うと、一番お尻のところという、まさに事業者さんをどう評価するかとか、公告期間とか、わりとさまざまな案件を見ながらいろいろと、偉そうな言い方をすれば、助言的なことをこの委員会の場でさせていただいてありまして、おそらくこれから主査の方、最終的なご判断をされるかもしれませんが、そういう意味では、御省だけでおやりになるという、そういうご意思なのかもしれませんが、実際に入札にかける直前の

段階で、こういうような官民競争の枠組みでいろいろ検討させていただくというのもいいのかなというふうにも我々も思う次第ですけれども、この点はどうなんでしょうか。やはり、経済産業省さんの中で独自におやりになったほうが効率的に仕事、あるいは入札のほうもうまくいって、かつ、次回については、我々としては、もうぜひ、競争性を働かせていただきたいなというふうに考えておるんですが、どういうふうにお考えなのかなということなんですが、いかがでしょうか。

○相楽課長 はい、どうもありがとうございます。経緯から考えて、本事業も一部の運用支援業務のところから経済産業省の基盤情報システム全体がリストに掲載されているわけでございますけれども、もう1件、うちの課で電子申請システム「Sacra」というもの、これは市場化テストを受けさせていただいております。したがって、市場化テストを受けた場合にどのようなアドバイスをいただくかということも、理解をしているというつもりでございます。

客観的に基盤情報システムのほうを外観しますと、事業者は前々回の富士通・J E C C から、今回は3者が技術審査、2者が入札に進んだ結果、N E C 単独の落札となって、今回の入札ではJ E C C がN E C を共同提案者として落札をしていると。事業者が都度、都度の入札で変化をしてきているということは1つ、ポイントかと思えます。また、今回は結果的にJ E C C ・N E C のコンソーシアムによる1者応札でございましたが、資料招請、意見招請には活発に多数の企業から資料や意見の提出があったこと、費用見積もりについても4者が応じて協力していること、公告期間中の資料閲覧についても3者が実施していることなどから、競争環境が通常、懸念される、特定の企業による継続的な1者応札の状況にはございません。費用の面でも大幅な機能追加を図っているにもかかわらず削減に成功していることを考えても、非効率な積算をしているとも言えない状況と思われま

す。このことから考えるに、監理委員会、分科会、事務局の公共サービス改革推進室の皆様と連携しながら、これまで説明させていただいた改善策に取り組みながら、従来どおり進めさせていただくのが最良かというふうに考えております。

○稲生副主査 ありがとうございます。

○浅羽主査 川澤委員。

○川澤専門委員 ご説明ありがとうございます。先ほど積算のお話があったかと思ひまして、その点について1点、お伺いさせていただければと思います。今回、28年度からの契約について、不落による随意契約となっていらっしゃいまして、一方で、23年度からの契約についてはかなり多くの追加の随意契約が発生している状況かと思ひます。今回28年度については、そういった、なるべく追加の随意契約というのは発生しないほうがよろしいのではないかというふうに個人的に思っているんですけれども、そういったことが発生しないような形で仕様を検討されて28年の調達をされたという理解で、まずはよろしいでしょうか。

○相楽課長 はい、ご質問ありがとうございます。そのとおりでございまして、先ほど申

し上げたように、昨今のサイバー攻撃や拠点数の増加といったこともあって、追加契約が現行基盤の際には多かったわけですが、次期基盤で実施した調達については、30年から34年までの運用期間を見越して、これまでとってきた対策については全て盛り込んだ形で、仕様書、要件定義書を作成しているところでございます。

ただ、もちろん、30年から34年というオリンピックを超えてさらに運用していることになりますので、その時々で、可及的速やかに講じなければいけない対策というのはどうしても出てくると思うんです。それについては、もちろん追加契約という形、もしくは、入札に付することができるものについては、新たに入札という形で対応していくことになるかと思えます。

○川澤専門委員 おっしゃるとおり、複数年の中で新規で契約しなければならないものというのは、当然、発生すると思うんですが、一方で、随意契約になることで競争的に価格が決定されているわけではないという懸念もあるかと思えます。23年度からの追加契約の随意契約については、例えば、相見積もりを取るとか、何らか価格の妥当性については、こういった形で対応されていらっしゃるのでしょうか。

○中島課長補佐 随契ですので、事前に見積もりを出していただきまして、それを内部で精査なり、あとはCIO補佐官なりで妥当性を把握しまして、それで契約に持っていく、当初の見積もりを提示されたままではなくて、それを精査した上で契約をしています。

○川澤専門委員 わかりました。ありがとうございます。

○石堂副主査 いいですか。

○浅羽主査 どうぞ。

○石堂副主査 今回の川澤委員のお話と若干関連するのですが、資料の7ページで、予定価格を限界まで低く見積もったという話を書いてありまして、これ以上のコスト低減は容易ではないという状況判断が示されているんですけれども、これは経産省さんのご判断ということなんでしょうけれども、とにかく今回の結果というのが1者応札、しかも不落の随契ということから行くと、市場の競争原理が反映された結果であるとはなかなか言いづらい、言いがたい部分があると思うんです。これは、うまく競争原理が働けばもっと下がるかもしれない可能性を示すものだという事になると思うんです。一方、経産省さんが、これ以上はコスト削減、要するに、これ以下の価格を出すことは無理だと言っておられるわけですが、経産省さんがそう判断したからといって、マーケットがその価格を妥当だということとは何の関連もないというのが実態だと思うんです。

ですから、そういう意味では、やはり、このままで、経産省さんのほうでこの方式でやらせてくれというお話なんですけれども、何としても複数応札を実現して、市場の意向が反映した価格というものを1回、捉まえる必要があるはずだと思うんです。ですから、このままでやりたいということであれば、複数応札になるようにどういうことを具体的に考えられておるのか。それがないと、このままで経産省さんのほうでやってくださいという結論になかなか行かないのではないかなと思うんです。

ですから、問題の焦点として、1者応札をどう克服するかという観点から、経産省さんとしては、次の手だてとしてどういうものを考えていかれるのか、その辺のお話を伺えたらいいなと思うんですけれども。

○相楽課長 はい、ありがとうございます。先ほども申し上げましたが、特定の1社による1者応札がずっと続いているという状況には、全くございません。今回、これが市場価格かというところについて証明せよということかもしれないのですけれども、もちろん、1者応札になるかどうかというのが、入札者にとっては直前までわからない情報でございまして、そこは我々、保秘の観点から、提案書を保管する部屋は別に工事を行いまして部屋を設けまして、入札に誰が参加するか、何社であるかといった情報は開札まで一切漏らさないように箝口令を敷いておりました。したがって、札を入れた社は、自分たちが1者なのかどうかというのはわからなかったと思います。

あと、市場価格との関係では、先ほど川澤委員からもございましたけれども、4者が見積りの作成に協力をしていただいております、そこから市場価格を算定して、もちろんそのままの予定価をつくるわけではございませんので、そこから通常考えられる値引率であるとか、そういったものを勘案して、ここまでは下げられるであろうというぎりぎりのところまで下げたというのが、ここで書かせていただいている背景でございます。

もちろん、我々、予算要求もございまして、これに係る費用はどれだけだということ、財務省からも当然、詰められますし、あと、情報化投資ということ、最近では総務省の行管局、もしくはIT室というところ、内閣官房内からも詰められますので、そういった意味では、複数からこれが妥当な価格であるということはチェックを受けている状況でございます。

○石堂副主査 1者応札というのはないのだという結論から行かれると、もう複数応札が実現しているという結論になっちゃうかもしれませんけれども、実際にこれを見ていくと、経緯の状況等の推移を見ていくと、2者だったり、直近の29年4月のときには1者という応札状況だということは事実としてあるわけですね。ですから、先ほど申し上げたように、見積りに何社参加するかというのは、またちょっと別次元で、実際の入札のときに応札してくれる業者をどう増やすかということの方策については、いかがですか。

○相楽課長 入札者を増やす方策につきましては、先ほどご説明しておりましたような見直し点を全て検討していくつもりでございます。また、状況についても、4年後については現状とは違った状況になっているということだと思っておりますので、引き続き、関心を持ってくれた企業が最後の提案書の提出、札入れまで行くように努めてまいりたいと思っております。

あと、もう1点、補足させていただきますと、先ほど市場化テストを受けているということで、当省の電子申請システム「Sacra」がございましてという話をしましたが、そういった個別のシステムと、今日ご説明に伺いました当省の基盤情報システムというのは、やはり性格上、違うというところをご認識をいただきたいというふうに思っております。

米国の例を見ましても、DOCであるとか、DOSであるとか、DODであるとか、そういった省庁が、みずからの情報システムの調達を市場化テストに委ねているという話は聞こえてまいりませんし、当省の、特に特定の企業による1者応札が続いていない調達についても、各省の基盤、基幹システムを市場化テストに付するのだという決定をされるということであるのであれば、それはリストの全面見直しであるとか、今回なぜ我々の基盤情報システムがリストに載っているのかという経緯等も見直していただいた上で、関係各省との調整を図っていただき、こういったものを市場化テストに付する必要があるのかというクライテリアを、明確にご提示をいただいた上でご判断をいただくということかと思っております。

もちろん、そうしていただかないと、我々としましても、省内で幹部に基盤システムを市場化テストに委ねることになりましたと右から左には申し上げられないものですから、そういった点を見直してお示しした上で、ご相談をいただくという話かなというふうに思っております。

逆に言えば、今回の件は、我々、4者を把握していて、3者はかなりいいところまで行くかなと、そこは3か、4かと思っていたわけですがけれども、結果的に1者応札となってしまったのは、我々としても痛恨の極みであったと。そこはもちろん個社のトップレベルでの状況判断というのが最後はかんでいて、もちろん、各社の現場レベルでは入札に参加したかった、頑張りがかったと。ただ、各社が上に上げていったときに、社としての判断で今回のこの関係については見送るんだということで残念でしたというお話もございましたので、そういった中で、そうなってくると、仕様書のどこをどういじるとか、予算の積算をどうであるとか、そういったレベルの話ではなくなるんだと思うんですけれども、万が一、市場化テストに付したとして、今回の調達では、どこが、どう改善されて、複数の企業が応札したのかというあたりも、追加的に情報をいただいて検討をしていくということになるかと思えます。

「Sacra」のほうでこういった手続になるかというのは、我々も十分承知をしておりますので、また制度が開始されてから相当年数がたっておりますので、当省にとどまらない話、当省のような状況でありながら市場化テストにかけるということになれば、当省に限らない話になりますので、各省の基盤情報システムを市場化テストにかけていくのだというご判断をするということであれば、その辺の大がかりな見直しも伴っていくのではないかというふうに考えているところでございます。

○浅羽主査 小尾委員。

○小尾専門委員 ご説明ありがとうございます。今回、28年度、4者出てきて、その中で1者しか応札しなかったと、そうはいつでも、企業がかわっているということで競争性が、ある程度確保できるのではないかというふうにご発言があるんですが、前回、いろいろなことで競争性が上がらないのではないのかという指摘に対して、やはり、そういう意味では、現実問題としてこういう状況になったということと、J E C Cが入って、N E Cが入

っていますよというふうにはなっていますが、現実問題としてシステム開発を行っているのはNECではないかというふうに思うんです。J E C C 自体が、今回のサービス調達においてどういう役割を果たしているかといったときに、確かに頭には立っていますが、現実問題としてシステムをつくっているのはNECじゃないんですかと。そうすると、23年度の調達と28年度の調達で、結局やっているのはNECですよというふうに見られると思うんです。そうすると、必ずしも会社がかかわっているというふうに見えないのではないかと。

そうした場合に、前回、民間競争入札をするかどうかということに関して、今後の経緯を見ますと言っていたものに対して、やはり何も変わらなかったよねという判断をせざるを得ないようにも考えられるんですが、そこら辺はどういうふうにお考えですか。

○相楽課長　そこは、コンソーシアムの組み方は、我々がどうしろということではなくて、企業側が誰をプライムにして、誰が、どういう参画の仕方をするのかということは提案の中で練ってくるところでございますので、事実としては、提案者は変わってきているというふうに、もちろんそのコンソーシアムの構成の中身も都度、都度で変わってきているということかと思えます。

○小尾専門委員　確かに、コンソとしてJ E C C が頭に立っているというのはわからないでもないんですが、J E C C が別にサービス調達の、多分、いわゆるソフトウェアに関するところをやっているわけではないと思われるんです。そうすると、ハードウェアの部分について、どこが入ってきても、基本的には、その部分について、本来、競争性を確保する部分とはちょっと違う、サービス調達における競争性を確保する部分とは少し違うかなという部分もあって、結局、サービス調達なので、ハードウェアとかソフトウェアとか、保守管理も含めて全部、運用管理も含めて全部一括で、ということではあるわけですが、やはり、多分サービスを受ける側からすると、ソフトウェアの部分とか、実際に、もちろん、ハードウェアの性能もあります、その部分について移行する部分、もともと23年度、NECが入っていたシステムから次のシステムに対して移行するということを考えたときに、移行の部分で一番懸念が生じる部分は、ソフトウェアの部分だったり、データの部分だったり、データ移行だったり、そこら辺だと思うんですが、そこがかわっていないということについては、やはり、今後もこういうことが起こるのではないかと。移行しやすさということを考えると、次にNECがまた同じように、ハードウェアはどこと組むかわからないんですが、NECがソフトウェア部分を担当するほうが、もしかすると有利かもしれないというような懸念を持つわけですが、そこら辺に関して何かもっと、ほかの人たちが入りやすいような工夫をするとかいうことを、そもそも考えているのかどうかと。

○相楽課長　ありがとうございます。先行事業者が有利な点をどう改善していくかということだと思います。もちろん、NECが現行基盤で入ったときには、その前は富士通がやっていたところからNECが入ってきたわけでございますし、先ほど申し上げたように、移行については、データ移行のところを別に切り出して、別調達という形で既に措置を講

じておりますし、また、次回についても同じように、現行の事業者が優位性を持つようなところについては、引き続き配慮していきたいというふうに考えています。もちろん、そういったことで、今回、受注者が都度、都度異なってきておりますので、次回は、またほかの参加者も得て、最善のところ、最良の提案をしたところに落ちると、我々の提案の内容に沿った形で最適なコストパフォーマンスを発揮できる社に落ちるとというのが望ましいことかと思っております。

○小尾専門委員　そういう意味では、どういうふうな形でそれを実現するかということが、確かに1対3にすることによってそれを実現できるのかどうかということ、結局、水掛け論みたいになっちゃうんですが、多分、現段階で「こういうふうに対応すれば増えると思います」としか言えなくて、それに対して私たちとしては、競争性を確保するためにどういうふうにしていくかということを見ていきたいと、監理委員会としては、いわゆる、ちゃんとそれがうまく動いているかどうかを見ていきたいということに対して、いろいろ皆さんがご意見を言っているのだと思います。結局その部分が、ほんとうにそううまく動くんですかということが、前回いろいろ言われた部分がちゃんとうまくいかなかったという事実があるので、今回言われていることが、ほんとうにそれでうまくいくんですかということに対して、そこはどうなんですかということですよ。

もし今回うまくいかなかったときに、じゃあ次は必ず民間競争入札をやりまよということなのかどうか。そのぐらいいちやんと行っていただかないと、何か、どうすればいいんでしょうと、どんどん先送りすればそれで済むんですかということに対して、何かご回答いただかないといけないのかなと思うんですけれども。

○相楽課長　今ご指摘いただいた中で、うまくいかなかったというのは、どういう意味でおっしゃっていただいているのでしょうか。

○小尾専門委員　うまくいかなかったというのは、結局、前回いろいろ、この監理委員会の中で指摘した内容、例えば、競争性が上がらないのではないかということに対して、大丈夫ですよというご回答があったわけですよ、今後、サービス調達に対して何社も入っていく可能性があるし、競争性は上がりますというような回答をいただいていたわけですが、それに対して、今回の調達はそれとおりにはいかなかったという事実が、少なくともあると。

○相楽課長　それとおりにいなかったかどうかという判断のところでは分かれているからだと思います、前々回まで1者応札だったのが3者になり、今回は4者まで増えてきているという把握をしている中で、そうすると、監理委員会に見ていただいた場合に、1者応札というのは避けられるのでしょうか。

○小尾専門委員　避けられません。(笑) そこも、だから、結構、水掛け論になってしまう部分もあるわけです。ただ、別表に載っていて、前回の結論としては、いわゆる先送りをして。

○相楽課長　先送りではなくて、そこは今日申し上げてもどうかと思いましたが、経緯の

ところで触れさせていただきましたように、基盤情報システム全体が対象なのかというところは議論が分かれているところであるかと思えます。先送りをしているつもりは、我々は全くなくて、先ほど来から申し上げているとおり、WTOの政府調達協定にも、IT室や行管局からのヒアリングやガイドライン等々も受け、サイバーセキュリティからの要請も受け、調達に関してはWBSを組んで遅れのないように、しかも省内の業務に影響のないように進めてきているわけでございます。

その中で競争性を確保するというのは、もちろん我々にとって急務でございまして、先ほど来ご説明しているように、サービス調達の形にし、企業ともよくコミュニケーションを図ることによって、技術革新も含めてユービキタスな状況になることを考えると、今回は新規参入を目指している1者であるとか、さらに通信系の1者であるとか、こういった企業に関心を持つところまで、我々の努力の結果、育ててきているわけです。じゃあこれを監理委員会が見たいから、ということでスケジュールの中に割り込み、1者応札に確実にならない方策として、もしあるのであれば、監理委員会にかける前に、この場でこういう方策がありますよと言っただけならば、各省でそれを踏まえてやっていくんだと思うんです。

そこでなぜ、このような状況の経済産業省の基盤情報システムを、あくまでも市場化テストに付したいと思われる理由が、逆に何なのかというのが、「Sacra」の市場化テストの検討内容を捉まえても、ちょっと腑に落ちなくて。逆に、それをやり出すと、各省の基盤情報システム全部やりますよということになったときに、相当なりパーカッションが想定されるので、本当にやるんですかというところは、やるのだったらプロセスとして何を、どうやるんですかと。それによってどういう改善を得られるんですかというのをお示しいただかないと、我々としても、省に持ち帰っても多分、調整もできないですし、もちろん、IT室なり行管局なり、サイバーセキュリティセンターなり、いろいろなところと調整も生じてきますし、そこをどうなんだと言われても。委員のおっしゃることは非常によくわかるんですけども、結果的に来なかったということで、競争性に問題があるのか、来なかったところに問題があるのかと言えば、競争性は担保された形でやっていますが、来なかったのは個社の問題ですから、首根っこを押さえつけて札を入れろと、何百ページもの、ドッチファイル何冊もの提案書を持ってこいとまでは言えなくて、競争性の担保を図るところが我々のやるべきことなのではないかなというふうに言うと、うまくいかなかったと言われるのは若干心外で、うまくいくためにこれだけ努力をしてきたというところは、ぜひ、分科会の先生方にもお認めいただきたいなと思っているところでございます。

○浅羽主査 よろしいですか。

私から2つ質問をさせていただきたいと思えます。まず、特許庁のシステムと統合させるということですが、特許庁のシステムの現在の受託の業者さんはどちらになるのでしょうか。

○相楽課長 NTTデータです。

○浅羽主査 ありがとうございます。

それからもう一つなんですが、先ほど来、4者ということで、御省がこうした条件下で発注可能な社として想定されているものがあるとおっしゃっているんですが、この4のうちなんですけれども、そのうちの数え方なんです、J E C CとN E Cというのはまとめて1と考えていらっしゃるのかという理解でよろしいんですか。

○相楽課長 この場が会議公開ということでしたので、ここでオフ・ザ・レコードにいただければ、見積もりを提出していただいた4者というのが、A社、B社、C社、D社でございましたので、それを4社としてカウントしております。J E C Cはレンタルリース会社でございますので、前はC社と組んで来て落ちたこともありますし、そこに何を入れるかというのは個社の判断だというふうに思っております。プライムという意味で、中核になり得る企業という意味で4社を記載させていただいたということでございます。

○浅羽主査 ありがとうございます。ほかの委員から確認しておきたい事項はありますか。ないですか。

はい、ありがとうございます。本案件につきましては、平成23年度に公共サービス改革基本方針において公共サービス改革法の対象事業として位置づけられて、ただ、途中でサービス調達への変更といったようなこともございまして、今回、通算3回目のヒアリングということでお話を頂戴いたしました。

次の調達に向けた対応方針なども含めてご説明いただき、もちろん私どもも、この時代に、御省に限らずですけれども、調達等に関しまして、努力をしていないとか、あるいは、何かいいかげんなことをしているんじゃないとか、ごまかしているとか、もちろんそんなことを想定はしておりませんし、幾ら何でも、それは御省に限らず、全てにおいてそんなことがあるわけがないだろうと、そのように理解しているつもりでおります。

ただ、やはり、前回の議事録も今、手元にございまして、どこを競争性かということでありますけれども、札を入れるという意味で言うならば、残念ながら1者しか札が入らず、それが不落随契になったと。不落随契になった理由として、予定価格ぎりぎりまでという話もございしますが、まず1者応札であったという、その事実、それと、ぎりぎりまでという意味なんですけれども、先ほど申し上げたように、いいかげんな膨らめた数字をやっているなんていうふうには全く思いませんが、ただ一方で、コスト低減につきまして、現在の水準に関しまして、それが妥当かどうかといったことにつきまして、結局、最終的に1.5倍になったというような話もありましたけれども、私どもといたしまして、完全にそうかというふうに分かるというところに至っておりません。

こうしたことを踏まえて考えますと、公共サービス改革法の趣旨といったようなものを踏まえまして、次の調達におきまして、改めて民間競争入札の導入に関しましてご検討をいただけないかというのが、私どもの結論として外すことができないということになるだろうと思います。ですので、もう一度その点をご検討いただいて、1週間をめぐりにさせていただいて、事務局を通じて分科会に、それに対する回答をいただけないか、ご報告いた

だけないかと考えております。

その際なんですけれども、私どもとしては、じゃあ、やってみるかと言っていたのが最適ではありますが、ただ、それでも、これまでご説明いただいたとおりの事情で無理だと、それはやるべきではないというふうに判断された場合には、もちろんその旨を私どもに報告していただくのですけれども、その場合には、本件に関して、基本方針別表の協議が整わないという事態になりますので、改めて、私どもの監理委員会において取り扱いは審議させていただくということになります。

これは今、主査としてまとめた結論なのですけれども、ほかの委員の先生方、こうした方針でいかがでしょうか。どうぞ。

○石堂副主査 先ほど来、説明していただいている中で、基盤システムについてかけることの可否というお話が何度か出ていると思うんです。それはちょっと他の件名との対比、じゃあ、ほかのところでそういう事例はあるのか、ないのかとか、ちょっと事務局のほうで整理すべき部分もあると思うんです。単純にこの1件を捉まえた中身の問題と別に、定性的にそういうものはかけるべきではないという議論があるのか、ないのか、その辺も確認した上で、今、主査がおっしゃったような方式で行くことになるのかなというふうに私は考えております。

○浅羽主査 ほかの委員の先生方、いかがでしょうか。そうした私どもの分科会での結論でございますので、大変申しわけございませんが、1週間をめぐりに、先ほど申し上げたとおり、事務局を通じてご検討の結果を報告していただきたいと思っております。

本日の議論の内容につきましては、事務局と調整し、もちろん1週間後をめぐりにいただく報告等も含めまして、監理委員会への報告資料として整理させていただきたいと思っております。

また、整理したものにつきましては、事務局から監理委員会の本委員会に報告をお願いします。また、委員の先生方におきましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せください。事務局において整理をしていただいた上で、各委員にその結果を送付していただきます。

事務局から確認しておくべき事項はございますでしょうか。

○事務局 先ほど石堂委員からご指摘のありました、ほかの省庁におけるネットワークシステム、運用管理業務の実績については、別途こちらで整理いたしまして、事業主体さんのほうに提供したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○浅羽主査 それでは、以上をもちまして経済産業省基盤情報システムの運用管理業務の審議を終了いたします。経済産業省の皆様におかれましては、ご出席どうもありがとうございました。

○相楽課長 ありがとうございました。

(経済産業省退室)

— 了 —